

由利本荘市条件付き一般競争入札実施要綱

平成21年12月4日
改正 平成22年10月7日
改正 平成24年7月12日
改正 平成25年2月26日
改正 平成27年3月30日
改正 平成29年11月15日
改正 令和8年6月15日

(目的)

第1条 この要綱は、市が発注する建設工事、建設コンサルタント、その他の委託並びに物品の買入れ及び借入れ（以下「建設工事等」という。）について、条件付き一般競争入札を実施するに当たり、由利本荘市財務規則（平成17年由利本荘市規則第40号。以下「財務規則」という。）及び由利本荘市建設工事等入札、契約制度に関する要綱（平成17年由利本荘市告示第21号。以下「入札、契約制度要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事等)

第2条 条件付き一般競争入札の適用対象建設工事等は、財務規則第115条に規定する額を超えるもの及び入札、契約制度要綱に基づき入札参加資格があると認められる者を対象とする建設工事等とする。

2 次に掲げる建設工事等は、この要綱で定める入札の対象としない。

- (1) 緊急を要する建設工事等
- (2) 専門性を有する等により、施工及び履行できる者が限られる建設工事等
- (3) 前2号に掲げるもののほか、条件付き一般競争入札で行うのが適切でないと思われる建設工事等

3 前項各号に掲げる建設工事等を発注する場合は、指名審査調整会議又は指名審査会の審議を経て決定するものとする。

(入札参加資格)

第3条 条件付き一般競争入札に参加する者に必要な資格は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地方自治施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 建設工事については、由利本荘市建設業者等級格付名簿において、当該工事に対応する工種及び等級に登載されていること。
また、建設コンサルタント業務については、由利本荘市建設コンサルタント業者等級格付名簿に登載されていること。
- (3) 建設工事については、当該工事に対応する工種について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による建設業の許可を受けていること。

また、建設コンサルタント業務については、測量業務にあつては、測量法（昭和24年法律第188号）第55条の5の規定による登録、土木関係建設コンサルタント業

務にあつては、建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年建設省告示第 717 号）第 2 条の規定による登録、建築関係建設コンサルタント業務にあつては、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定による登録、補償コンサルタント業務にあつては、補償コンサルタント登録規程（昭和 59 年建設省告示第 1341 号）第 2 条の規定による登録、地質調査業務にあつては、地質調査業者登録規程（昭和 52 年建設省告示第 718 号）第 2 条の規定による登録、環境調査業務（騒音、振動、大気、水質調査部門）にあつては、計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 107 条の規定による登録を受けていること。

- (4) 当該工事に対応する工種について、請負契約を締結する日の 1 年 7 月前の日の直後の事業年度終了の日以降に建設業法第 27 条の 23 の規定による経営事項審査を受けていること。
- (5) 入札参加資格確認申請期限の日から落札決定の日までの間において、由利本荘市建設工事入札参加資格者指名停止基準要綱に基づく指名停止又は由利本荘市低入札調査基準価格を下回った入札に関わる指名差し控え措置の基準に基づく指名差し控えの措置を受けていないこと。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (7) 由利本荘市税に滞納がない者であること及び社会保険に加入し、かつ、社会保険料に滞納がない者（適用除外事業所を除く。）であること。
- (8) 建設コンサルタント業務における配置予定技術者（入札公告で示す入札参加資格の配置予定技術者をいう。）は、入札参加申込申請期限の日以前に 3 月以上の直接かつ恒常的な雇用関係にある者とする。
- (9) その他、当該建設工事等に関して必要と認められる事項

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要があると認めるときには、当該建設工事等に関して別に必要な要件を定めることができる。

3 特定建設工事共同企業体の入札参加資格については、前 2 項の規定に準じて構成員の要件を定めるとともに、由利本荘市建設工事共同企業体取扱要綱（以下「JV 取扱要綱」という。）に基づき構成員数、出資比率等結成の要件を定めるものとする。

（入札の公告）

第 4 条 市長は、第 2 条第 1 項に規定する建設工事等を発注する場合においては、次に掲げる事項を秋田県電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）の入札情報サービス、由利本荘市ホームページ（以下「市ホームページ」という。）又は総務部契約検査課等において公告するものとする。

- (1) 入札に付する建設工事等の名称、施工・履行場所、工期・履行期間、入札参加条件及び予定価格等に関すること。
- (2) 入札参加申込等に関すること。
- (3) 入札執行の日時、場所、入札保証金及び契約日等に関すること。
- (4) 入札方法及び入札の無効に関すること。
- (5) 設計図書等に関すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項。

(入札参加申込)

第5条 条件付き一般競争入札に参加しようとする者は、次に掲げる書類（以下「確認申請書等」という。）を市長に提出しなければならない。なお、(2)から(4)までの書類については公告において提出を求めた場合に限る。

(1) 競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）

(2) 同種工事の施工実績（様式第2号の①）若しくは同種又は類似業務の実績（様式第2号の②）及びその添付書類

(3) 配置予定技術者の資格・工事（業務）経歴等（様式第3号）及びその添付書類

(4) その他市長が特に必要と認める資料

2 前項の確認申請書等は、電子入札システムによる場合にあっては、電子入札システムにより提出させるものとする。

ただし、由利本荘市公共事業電子入札運用基準（以下「電子入札運用基準」という。）第8条の規定により紙入札方式によることを認めた場合にあっては、持参により提出させることができる。

3 特定建設工事共同企業体に発注する工事にあつては、第1項の確認申請書等のほか、JV取扱要綱に定める特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書及び特定建設工事共同企業体協定書（以下「JV申請書等」という。）を提出させるものとする。

4 確認申請書等を既に提出したものが、確認申請書等の提出から落札決定までの間において、入札参加資格における要件のいずれかを満たさないこととなったときは、開札前にあつては入札辞退届を提出させ、開札後にあつてはその旨を速やかに報告させるものとする。

(設計図書等の閲覧)

第6条 設計図書等の閲覧は、電子入札システムの入札情報サービス、市ホームページ又は総務部契約検査課等において行うものとする。

(見積内訳明細書の提出)

第7条 市長は入札に際し、建設工事にあつては入札、契約制度要綱第42条第1項に規定する見積内訳明細書を提出させるものとする。

2 見積内訳明細書の提出方法にあつては、入札書の提出方法に準ずるものとする。

(入札の執行)

第8条 入札書は、電子入札システムによる場合にあっては電子入札システムにより提出させるものとする。

ただし、電子入札運用基準第8条又は第9条の規定により紙入札方式によることを認めた場合にあっては、持参により提出させることができる。この場合において、入札書を持参し提出した者については、開札に立ち合わせるものとする。

2 入札執行回数は、1回とする。ただし、予定価格の事前公表を行わない場合にあっては2回までとする。

3 開札の結果、入札参加者が1者であった場合であっても、原則として、入札を有効なものとして執行するものとする。

(入札の無効)

第9条 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格がないことが確認された者のした入札
- (2) 開札日から落札決定の日までの間において、入札参加資格要件を満たさないこととなったことが確認された者のした入札
- (3) 同一の入札について2以上の入札をした者の入札
- (4) 同一の入札について2人以上の入札者の代理人となった者の入札
- (5) 談合その他不正の行為によって行われたと認められる入札
- (6) 入札書の記載事項が脱落し、若しくは不明瞭で判読できない入札又は首標金額を訂正した入札
- (7) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (8) 記名押印を欠く入札（電子入札システムによる場合にあっては電子証明書を取得していない者のした入札）
- (9) 紙入札方式により入札書を提出した者のうち開札に立ち会わなかった者のした入札
- (10) 上記に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札

(落札者の決定方法)

第10条 市長は、予定価格の制限の範囲内で入札した者（最低制限価格を設けた場合にあっては予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者）のうち、入札価格が最も低い者を落札候補者と決定する。この場合において、該当する者が2者以上であるときは、電子入札運用基準第15条に定めるくじの方法により順位を決定し、最上位者を落札候補者とする。

2 落札候補者の決定後、当該落札候補者の入札参加資格について、あらかじめ提出された確認申請書等により確認を行い、指名審査調整会議の審議を経て入札参加資格の有無を決定する。

3 前項の規定により、落札候補者が入札参加資格を有することと決定されたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、当該落札候補者を落札者として決定する。

- (1) 落札候補者の入札価格によっては、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき。
- (2) 落札候補者と契約を締結することが、公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき。

4 第2項の規定により、落札候補者が入札参加資格を有しないことと決定された場合であって次条に定める手続きを経て当該決定が確定したとき又は前項各号のいずれかに該当するときは、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち入札価格が当該落札候補者の次に低い者（該当する者が2者以上である場合は、第1項後段の方法により決定された最上位者。ただし、当該落札候補者がくじにより決定された者である場合は、当該くじの次順位者とする。）を落札候補者とし、前2項の確認等を行うものとする。

5 落札者が決定するまで、前3項の手続を繰り返すものとする。

(入札参加資格を有しないことと決定された者への通知等)

第11条 前条第2項において落札候補者が入札参加資格を有しないことと決定されたら

きは、市長は、当該落札候補者に対し、資格なしと決定された理由を明らかにした競争入札参加資格確認結果通知書（様式第4号）を速やかに通知する。

- 2 前項の通知を受けた者は、当該通知の日の翌日から起算して2日（由利本荘市の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に、市長に対して書面により資格なしと決定された理由についての説明を請求することができるものとし、市長は公告及び前項の通知においてその旨を教示するものとする。
- 3 前項の期限内に説明請求があったときは、市長は、速やかに入札参加資格の再確認を行い前条第2項の指名審査調整会議の審議を経て、請求者に対して請求を受理した日の翌日から起算して3日（休日を含まない）以内に書面により回答するものとする。
- 4 前項の審議の結果、請求者が入札参加資格を有することとされた場合にあっては、当該回答において第1項の決定を取り消す旨を明らかにするものとする。
- 5 第2項の期限までに説明請求がなかったとき又は第3項の審議の結果、請求者が入札参加資格を有しないこととされたときは、前条第2項の決定は確定するものとする。

（落札決定後の書類提出等）

第12条 落札者が決定したときは、市長は、落札者に対し、由利本荘市税等及び社会保険料に滞納がないことを証する書面及びJV申請書等（特定建設工事共同企業体に発注する工事であって落札者が当該書類を電子入札システムにより提出したものである場合に限る。）を速やかに提出させるものとする。

- 2 落札者が他の工事の入札において先に落札者となったことにより確認申請書等に記載した配置予定技術者を当該工事に配置することができなくなったときは、当該落札者の入札は無効とみなすものとする。
- 3 前項によるほか、落札決定から契約締結までの間において、落札者が入札参加資格における要件のいずれかを満たさないこととなったときは、市長は、当該落札者と契約を締結しないことができるものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年1月4日から施行する。

附 則（平成22年10月7日）

この要綱は、平成22年11月1日から施行する。

附 則（平成24年7月12日）

この要綱は、平成24年7月12日から施行する。

附 則（平成25年2月26日）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月30日）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年11月15日）

この要綱は、平成 29 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（令和 8 年 6 月 15 日）

この要綱は、令和 8 年 6 月 15 日から施行する。

【工事用】

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

由利本荘市長 様

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

競争入札参加資格確認申請書

次の案件に係る条件付き一般競争入札への参加資格について確認されたく申請します。

なお、地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと、建設業法第3条の規定による建設業の許可を受けていること、建設業法第27条の23の規定による経営事項審査を受けていること、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく民事再生手続開始の申立て中でないこと、市（区町村）税に滞納がないこと、社会保険に加入し、かつ社会保険料に滞納がないこと（適用除外事業所を除く。）、建設業法第26条に定めた技術者を適正に配置できること（並びに添付資料の内容が事実と相違ないこと）を誓約します。

記

工事番号

工 事 名

工事場所

同 種 工 事 の 施 工 実 績

会社名

問い合わせ連絡者

(TEL)

工 事 名	発 注 者 名 (1) 契約担当機関名 (2) 担当事務所名等	施 工 場 所 (1) 都道府県 (2) 施工地名	契 約 金 額 (百万円)	施 工 年 度 及 び 工 期 (年 月、○ヶ月)	受 注 形 態 (JVの場合 出資比率)	工 事 の 概 要 【条件に関連する工事種別、工法、施工数量を 記載のこと】	CORINS (1) 登録の有無 (2) 登録番号
	(1) (2)	(1) (2)		年 月～ 年 月 (月)	単体・JV (%)		登録：有・無 番号：
	(1) (2)	(1) (2)		年 月～ 年 月 (月)	単体・JV (%)		登録：有・無 番号：
	(1) (2)	(1) (2)		年 月～ 年 月 (月)	単体・JV (%)		登録：有・無 番号：

- 対象工事における同種工事に該当する主要な工事の施工実績について、的確に判断できるよう具体的に記載すること。
- 複数の工事を記載する場合は、由利本荘市発注工事、それ以外の公共工事、民間工事の順に代表的なものについて記載すること。
- 記載した工事の請負契約書及び設計図書等（金抜き設計書、設計図面、特記仕様書等で同種工事であることが確認できる資料）の写しを添付すること。
ただし、CORINSに登録し、その内容が確認できる場合は不要。（登録番号を記載すること。）
- JVで施工した工事については、JV協定書の写しを添付し、構成員ごとに別葉とすること。

配置予定技術者の資格・工事経歴等

会社名 _____

1 配置予定技術者の氏名、資格、工事経歴等

氏名	所持している ・法令による資格の名称、 取得年月日、番号 ・監理技術者資格者証の 交付年月日、交付番号 ・監理技術者講習修了証の 修了年月日、修了証番号	当該技術者を配置予定 技術者として入札参加 資格の確認を申請中の 他の由利本荘市発注工 事がある場合 当該工事の名称、発注 機関、開札予定日	工 事 経 歴 (過去に従事した同種工事の内容等)						
			工 事 名	発 注 者 名	施 工 場 所	契 約 金 額 (百万円)	施 工 年 度 及 び 工 期 (月数)	従 事 役 職	工 事 概 要 【工法、施工数量を記載のこと】

- 1 技術者の候補が複数いる場合はすべて記載できるものであること。
- 2 資格については、確認できる検定試験合格証明書、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の写しを添付すること。なお、建設業法第27条第1項に規定する技術検定に合格した者において、合格証明書を受領していない場合は、試験実施期間が発出する合格通知書の公布日から半年程度の間は、合格証明書の写しに代えて合格通知書の写しを添付することで足りるものとする。この場合、当該資格の取得年月日及び番号に代えて、合格通知書の交付年月日を記載すること。
- 3 3月以上の雇用関係があることが確認できる健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書及び雇用保険被保険者資格喪失届・氏名変更届等の写し、又はこれらに準ずる資料を添付すること。
- 4 記載した技術者について他に入札参加資格確認申請中の由利本荘市発注工事がある場合は、申請中の工事の名称等を記載すること。
- 5 「工事経歴」欄には、入札公告において同種工事の工事経歴が入札参加資格とされている場合のみ記載すること。
- 6 複数の工事を記載する場合は、由利本荘市発注工事、それ以外の公共工事、民間工事の順に代表的なものについて記載すること。
- 7 「従事役職」欄には、主任技術者又は監理技術者の役職名を記載し、現場での技術的な関わりが判断できる資料（配置予定技術者と実績工事の関わりを示す施工体系図等）を添付すること。

様式第3号（つづき）

2 配置予定技術者の現況等

氏名	現在従事している 建設工事の有無	有 の 場 合					本工事（※）に従事できると判断 する理由
		工事名	発注者名	場所 （市町村名）	請負金額 （百万円）	工期 （ ~ ）	
	有 無						
	有 無						
	有 無						

1 工期については、年月日を記載すること。

※ 本工事とは、今回入札参加資格の確認を申請する工事のことである。

3 営業所の専任技術者の現況

氏名	営業所の名称	担当する工事の種類	氏名	営業所の名称	担当する工事の種類

1 建設業法第7条第2号又は第15条第2号に規定する専任の技術者として営業所ごとに配置されている者の状況を記載すること。

2 担当する工事の種類については、建設業法上の工種を記載すること（「土」、「建」、「電」、「管」等）。

3 申請する工事に内容にかかわらず、秋田県内にある建設業法上の営業所におけるすべての工種に係る技術者について記載すること。

4 営業所の専任技術者を配置予定技術者としている場合は、2の表の「本工事（※）に従事できると判断する理由」欄に対応方針を記載すること。

（建設業法上、営業所の専任技術者が専任を要する主任技術者等を兼ねることは認められません。）

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

由利本荘市長 様

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

競争入札参加資格確認申請書

次の案件に係る条件付き一般競争入札への参加資格について確認されたく申請します。

なお、地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと、測量業務にあつては、測量法（昭和24年法律第188号）第55条の5の規定による登録、土木関係建設コンサルタント業務にあつては、建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条の規定による登録、建築関係建設コンサルタント業務にあつては、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定による登録、補償コンサルタント業務にあつては、補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第2条の規定による登録、地質調査業務にあつては、地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条の規定による登録、環境調査業務（騒音、振動、大気、水質調査部門）にあつては、計量法（平成4年法律第51号）第107条の規定による登録を受けていること、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく民事再生手続開始の申立て中でないこと、市（区町村）税に滞納がないこと、社会保険に加入し、かつ社会保険料に滞納がないこと（適用除外事業所を除く。）（並びに添付資料の内容が事実と相違ないこと）を誓約します。

記

委託番号

委託名

委託場所

同種又は類似業務の実績

会社名：

問い合わせ連絡者

(TEL)

業務名	発注者名		契約金額 (百万円)	履行期間 (年月、○ヶ月)	受注形態 (JVの場合 出資比率)	業務の概要 【条件に関連する業務種別、業務数量等を記載のこと】	TECRIS	
	(1) 契約担当機関名	(2) 担当事務所名					(1) 都道府県	(2) 施工地名
	(1)	(1)		年 月～ 年 月 (月)	単体・JV (%)		登録：有・無	番号：
	(1)	(1)		年 月～ 年 月 (月)	単体・JV (%)			
	(1)	(1)		年 月～ 年 月 (月)	単体・JV (%)			

- 1 対象業務における同種又は類似業務に該当する主要な業務の実績について、的確に判断できるよう具体的に記載すること。
- 2 同種又は類似業務とは、〇〇〇をいう。
- 3 複数の業務を記載する場合は、由利本荘市発注、それ以外の公共、民間（建築関係コンサルタント業務の場合のみ）の順に記載すること。
- 4 記載した業務の委託契約書及び設計図書等（金抜き設計書、設計図面、特記仕様書等で同種工事であることが確認できる資料）の写しを添付すること。ただし、TECRISに登録し、その内容が確認できる場合は不要とする。（登録番号を記載すること。）
- 5 JVで実施した業務については、JV協定書の写しを添付し、構成員ごとに別様とすること。

配置予定技術者の資格・業務経歴等

会社名：

問い合わせ連絡者

(TEL)

配置予定 の立場 ・管理 ・照査 ・担当	氏名	保有する資格 ・法令による資格の名称、 取得部門分野、登録番号、 取得年月日	業 務 経 歴 (過去に従事した同種業務の内容等)						
			業務名	発注者名	施工場所	契約金額 (百万円)	履行年度 及び期間	従事役職	業 務 概 要 【業務内容の具体を記載のこと】

- 1 技術者の候補が複数いる場合は全て記載できるものであること。
- 2 「配置予定の立場」欄には、当該業務における立場（管理技術者、照査技術者、担当技術者等）を明記すること。
- 3 資格を証する書面の写しを添付すること。
- 4 雇用関係及び常勤性があることを確認できる健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書及び雇用保険被保険者資格喪失届・氏名変更届（資格取得年月日と事業所名の記載があるもの。）等の写し及び在籍証明書（様式第3号の4）を添付すること。
- 5 「業務経歴」欄には、入札公告において同種類似業務の経歴が入札参加資格とされている場合のみ記載すること。
- 6 複数の業務を記載する場合は、由利本荘市、それ以外の公共、民間（建築関係コンサルタント業務の場合のみ）発注業務の順に記載すること。
- 7 「従事役職」欄には、管理技術者又は照査技術者等の役職名を記載し、現場での技術的な関わりが判断できる資料を添付すること。

会社の所属技術者（測量士及び測量士補）名簿

会社名：

問い合わせ連絡者

(TEL)

測量士の数： 名、測量士補の数： 名、合計 名

No.	事業所名 (本支店・ 営業所名)	資格名 (測量士・ 測量士補)	氏 名	住 所	資格登録番号、取得年月日等
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					

- 1 測量業務において会社と雇用関係にある技術者の数が入札参加資格要件となっている場合に提出すること。
- 2 技術者名簿の作成基準日は確認申請書等の申請の日とする。
- 3 名簿は本支店又は営業所ごとに記載すること。（記載欄が不足の場合は適宜追加する。）
- 4 資格を証する書面の写しを添付すること。
- 5 雇用関係及び常勤性があることを確認できる健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書及び雇用保険被保険者資格喪失届・氏名変更届（資格取得年月日と事業所名の記載があるもの。）等の写し及び在籍証明書（様式第3号の4）を添付すること。なお、社会保険適用除外事業所等の場合は、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書等の写しに替えて、測量士（又は測量士補）名簿記載事項証明書（国土地理院発行）の写しを添付すること。

県 内 の 常 勤 技 術 者 名 簿

会社名：

問い合わせ連絡者

(TEL)

	氏 名	住 所	職 名	資格（部門、分野、登録番号、取得年月日等）
1				
2				
3				
4				
5				

- 1 管理技術者の資格を有する者が秋田県内の営業所に常勤していることが入札参加資格要件となっている場合に提出のこと。
- 2 資格を証する書面の写しを添付すること。
- 3 雇用関係及び常勤性があることを確認できる健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書及び雇用保険被保険者資格喪失届・氏名変更届（資格取得年月日と事業所名の記載があるもの。）等の写し及び在籍証明書（様式第3号の4）を添付すること。

在 籍 証 明 書

職名	氏名	生年月日	勤務先	雇用形態	取得資格

上記の者は、当社に在籍していることを証明いたします。

年 月 日

商号(名称)
代表者役職
氏 名

印

- 1 電子入札システムによる入札参加資格確認申請時には、押印した写し（PDF等の電子ファイル）を提出し、落札者は落札決定後に原本を提出すること。
- 2 「職名」欄は、「管理技術者」、「担当技術者」、「照査技術者」等を記載すること。
- 3 「勤務先」欄は、実際に勤務している支店、営業所等を記載すること。
- 4 「雇用形態」欄は、「常勤」、「非常勤」、「雇用主」等を記載すること。
- 5 「取得資格」欄は、本業務で要件としている資格名のみ記載すること。

様式第4号（第11条関係）

年 月 日

様

由利本荘市長

競争入札参加資格確認結果について（通知）

さきに申請のあった条件付き一般競争入札への参加資格について、次のとおり確認しましたので、通知します。

なお、資格なしとした理由について説明を求めることができますので、説明を求める場合は、年 月 日までに由利本荘市長あて説明を求める事項を記載した書面を提出してください。

工事（委託）番号

工事（委託）名

競争入札参加資格 なし

資格なしとした理由